

競技会開催における新型コロナウイルス感染症対策について

一般財団法人北海道陸上競技協会

競技会を開催するにあたり、国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び北海道知事より発信されている再拡大防止対策に則り、感染拡大防止を最優先とし、選手並びに競技役員、観客等の安全安心のため、競技場内及び競技中の具体的な対策実施にご協力下さい。皆様にはご負担をおかけしますが、責任を持った行動並びに対応をしていただきますようご理解とご協力をお願いします。

基本方針

競技会の開催に当たっては、その規模に関わらず、「3つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ）の着用」、競技会開催中や前後における選手・競技役員、観客等に対する行動管理等、基本的な感染防止策を講じることとする。更に北海道の地理的条件を踏まえ広域的な移動で生じる感染拡大リスクを抑制するため、直行直帰等の感染対策の呼びかけ等を行う。またイベントの開催制限に関して内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長が発信した留意事項等（令和4年3月17日）に基づき、道が定める様式に基づく感染防止策等を記載したイベントチェックリストを主催者が作成・HPで公表する。主催者は当該チェックリストを1年間保管することとする。尚、感染が再拡大する状況となった場合には競技会の開催有無を含め機動的に必要な対策を検討する。

競技会開催における具体的な対策

- ① 各自必ず朝の検温を行い、発熱がある場合は来場しない。
※以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - 1)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - 2)過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域から帰国、または当該在在者との濃厚接触がある場合。
※大会終了後7日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに濃厚接触者の有無等について連絡すること。
- ② 人が多く集まる場所の除菌対策を必ず施す（アルコール消毒など）。手洗いの徹底を各所に掲載し周知する。手洗には石鹸を設置（ポンプ型ハンドソープを推奨）。
- ③ 選手、競技役員、観客等、来場者全員がマスクを着用すること。
- ④ 選手の大会参加は自己責任及び任意参加とする。児童・生徒は保護者の同意を得ることを条件とする。
- ⑤ トラック選手はスタート準備への移動前まで、フィールド選手は試技開始までマスクを着用する。
- ⑥ 各学校や団体がテントを設置する場合は、テント内の風通しを良くし、密にならないよう工夫する。
- ⑦ 密閉・密集・飛沫リスク防止のため、近距離での会話や大声での発声を極力避ける。
- ⑧ 競技役員は選手スタート前の密状態を作らぬよう、スタート地点や試技場での間隔を指示すること。
- ⑨ 今後暑い中でのマスク着用となるので熱中症に注意し、細目に水分補給をすること。
- ⑩ 使用した器具についても都度消毒を施すこと。
- ⑪ スタンドや芝生など観覧席では間隔を開けて座ること。
- ⑫ 顧問・引率者は事前に、新型コロナウイルスの具体的な留意点を選手に指導すると共に選手等の健康状態を常に把握するよう努めること。率者・指導者は保護者等にも内容を伝える。
- ⑬ ゴミ箱は設置しない。各自がゴミを持ち帰るよう各所に掲載するなどして周知すること。
- ⑭ 大会前7日間の健康チェックシートは義務としないが、常日頃から各自で体調管理するよう促す。

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限 及び 収容率

- 人数上限※1
5,000人 又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方
- 収容率※1
[100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔)
[50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)
- 〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉
 - 人数上限
収容定員まで
 - 収容率
100%以内

特措法第24条第9項

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)

※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する

※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

要請 内容

主催者

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

参加者

- ◆イベント前後の基本的な感染防止対策を徹底する。(協力依頼)

(令和4年3月18日 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 再拡大防止対策 引用)